

3 公害対策の推進

“ 公害対策の推進 ” は、次に示す基本目標の実現に向けた施策の方向性を示すものである。

基本目標 芦屋エコライフの普及

基本目標 環境への負荷の低減

基本目標 参画と協働の推進

公害対策の推進に向けて実施する事項

(1) 公害に関する環境情報の把握

- 大気質
- 騒音・振動・交通量
- その他

(2) 自動車公害対策

- 公共交通機関の利用の促進
- 徒歩と自転車利用の促進
- エコドライブの普及促進
- 低公害車の普及促進
- 自動車排出ガス対策の推進
- 国道 43 号及び阪神高速 3 号神戸線における自動車公害対策
- その他の主要な道路における自動車公害対策

(3) 大気汚染対策

- 固定発生源対策
- 緊急時の対策
- 悪臭対策

(4) 水質汚濁対策

- 生活排水による汚濁負荷の軽減
- 大阪湾の水質保全

(5) 騒音・振動対策

- 建設作業騒音・振動対策
- 生活騒音対策

(1) 公害に関する環境情報の把握

市は大気質、騒音・振動・交通量の測定を実施するとともに、県が測定する水質や有害化学物質等の結果の情報を把握する。これらの測定結果は、毎年、冊子「芦屋市の環境」(環境調査の概要)として取りまとめ、今後の施策に活用するとともに、市広報紙等により公表する。

大気質

一般環境大気の状態については、「朝日ヶ丘小学校局」、「潮見小学校局」及び「打出浜小学校局」の測定局において、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、光化学オキシダント(朝日ヶ丘小学校局のみ)などの常時監視を行う。

自動車排出ガスに起因する大気汚染状況については、国道43号・阪神高速3号神戸線沿道の「打出局」と「宮川小学校局」の測定局において、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの常時監視を行う。

これらの常時監視測定局を補完するため、県の移動観測車や市の環境測定車を用いて測定し、状況の把握に努める。

また、酸性雨の状態について、「朝日ヶ丘小学校局」において、毎月測定を行うとともに、県が実施するベンゼン等の有害大気汚染物質のモニタリング(毎月)や、大気中のダイオキシン類に係る環境モニタリング(年4回)により状況を監視する。



環境測定車

騒音・振動・交通量

国道43号・阪神高速3号神戸線沿道を対象とした自動車騒音や道路交通振動については、「打出局」と「宮川小学校局」において、毎月測定を行うとともに、「国道43号・阪神高速神戸線環境対策連絡会議」を構成する国、県及び沿道4市(神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市)において、年1回の調査(自動車交通量を含む。)を行う。

また、国道2号、阪神高速5号湾岸線及び県道・市道の主要な道路においても、自動車騒音、道路交通振動及び自動車交通量の測定を行い、状況の把握に努める。

その他

県において実施する芦屋川・宮川の河川水質調査(毎月)、地下水質の状態を把握するための概況調査等(年1回)及びゴルフ場下流の公共用水域の水質調査(年1回)を行い、水質の実態把握に努める。

(2) 自動車公害対策

公共交通機関の利用の促進

「阪神地域ノーマイカーデー推進連絡会」の構成団体として、毎月20日のノーマイカーデーを今後も実施し、通勤・通学や業務車両の持ち帰りなどの自動車使用の自粛を呼びかけ、電車やバスなどへの公共交通機関等の利用を啓発する。

また、公共交通機関の利便性を高めるために、市内を巡回するバス路線において、ノンステップバス等の導入を支援していくとともに、バス停留所のベンチや屋根の設置を関係機関と協議し、設置可能な場所について要望する。さらに、電車の利用を促進するため、関係機関と協議し、JR芦屋駅周辺などの既存の駐車施設の有効活用を行い、平日のパーク・アンド・ライド¹⁾等の普及・啓発に努める。

徒歩と自転車利用の促進

買い物など近い場所への移動手段は、できるだけ自家用車の利用を控え、徒歩や自転車を利用するよう啓発する。

また、徒歩や自転車利用を促進するため、自転車歩行者道、歩行者優先道路などの整備によるネットワーク化を検討する。

エコドライブの普及促進

環境に配慮した自動車の利用を促進するため、駐・停車時の不要なアイドリングの停止を呼びかける「アイドリング・ストップ運動」を引き続き実施するなどのエコドライブの普及促進に努める。

エコドライブ

- 無駄なアイドリングをしない。
- 急発進・急加速，急ブレーキをせず，減速もエンジンブレーキを活用する。
- 経済速度（一般道路では時速40km程度，高速道路では時速80km程度）を守る。
- 点検・整備はきちんと行い，タイヤの空気圧は適正値を保つ。
- 無駄な荷物を積まない。
- 無駄な空ぶかしをしない。
- 変速装置がマニュアルの自動車では，シフトアップを早めにする。
- エアコンの使用は控えめにする。
- 駐車違反をしない。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

¹⁾ 自宅から最寄りの鉄道駅まで自分で自家用車を運転し、鉄道駅周辺に駐車して鉄道に乗り継ぎ、都心等の目的地まで移動する方法。途中でバスに乗り換えて目的地まで移動する方法は、パーク・アンド・バス・ライドと呼んで区別する場合もある。

低公害車の普及促進

市民・事業者に対する低公害車の普及促進を図るため、国等の助成や融資制度等の情報提供に努めるとともに、国に税制上の優遇措置や財政的な支援、性能改善等の技術開発の推進、エコ・ステーションの施設整備等を要望する。

また、市の「低公害車普及促進助成制度」により、事業者への低公害車の普及促進に努めるとともに、市の保有する車両についても低公害車の導入を推進する。

低公害車とは

環境省、経済産業省及び国土交通省が策定した「低公害車開発普及アクションプラン」では、平成 22 年度までのできるだけ早い時期に 1,000 万台以上の低公害車の普及を目指し、目標実現のための施策を推進することとしている。このプランで対象としている「低公害車」には、以下の 4 種類に加えて、低燃費かつ低排出ガス認定車が含まれている。また、次世代低公害車として、燃料電池自動車は平成 22 年度において 5 万台の普及を図ることを目標としている。

電気自動車	バッテリーに蓄えた電気でモーターを動かして走る。走行時は排出ガスを一切出さず、音も静か。
天然ガス自動車	天然ガスを燃料にして走る。黒煙や窒素酸化物の排出量が少ない。
メタノール自動車	メタノールを燃料にして走る。黒煙や窒素酸化物の排出量が少ない。
ハイブリッド自動車	ガソリンエンジンと電動モーターの二つの動力を効率良く切りかえて走る。燃費が良いためガソリンの使用量が減少、窒素酸化物の排出量が少なくなる。



天然ガス車（ごみ収集車）



天然ガス車（公用車）

自動車排出ガス対策の推進

県及び近隣市と連携を図りながら、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を達成するため、「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を推進する。

また、この環境基準や総量削減計画を達成するため、県において『環境の保全と創造に関する条例』を一部改正し、平成 16 年 10 月より開始された「ディーゼル自動車等運行規制」の推進に向けた県の取組に協力する。

国道 43 号及び阪神高速 3 号神戸線における自動車公害対策

国道 43 号や阪神高速 3 号神戸線沿道を対象として、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気質や騒音・振動の測定を常時行い、沿道住民と連携して実態を把握するとともに、国等に対し自動車排出ガス対策や騒音対策などを「国道 43 号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会（尼崎市・西宮市・芦屋市）」で要望する。

国道 43 号・阪神高速 3 号神戸線の主な自動車公害対策

交通対策

- ・ 最高速度規制
- ・ 夜間の自動車走行規制
- ・ 環境ロードプライシング等による迂回誘導
- ・ 特殊車両通行許可違反に対する取締り

道路構造対策

- ・ 車線削減
- ・ 遮音壁の設置
- ・ 低騒音舗装の実施
- ・ 緑地帯の設置
- ・ 高架裏面吸音板の設置
- ・ 連続桁の採用、既設桁の連結

沿道対策

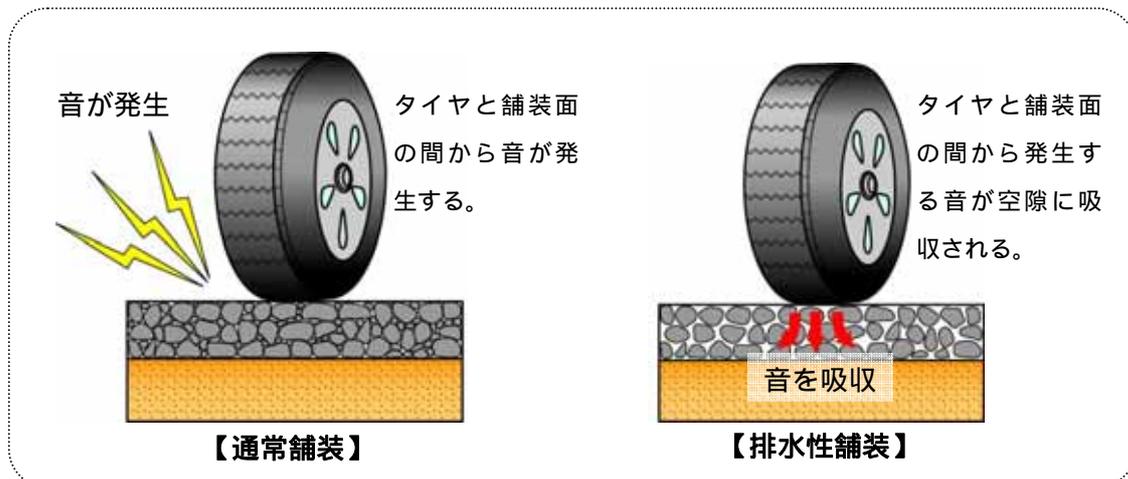
- ・ 沿道整備道路の指定
- ・ 光触媒のフィールド実験
- ・ 土壌による大気浄化のフィールド実験
- ・ 被害者救済対策
- ・ 民家防音工事助成制度調査等
- ・ 環境監視網の整備
- ・ 騒音等調査の実施
- ・ 窒素酸化物濃度調査の実施
- ・ 健康調査の実施
- ・ 大気常時観測局の設置

その他の主要な道路における自動車公害対策

住宅地域を通過する主要な道路（国道，県道を除く。）については，自動車騒音・振動等の軽減を図るため，植樹帯の設置や排水性舗装（低騒音舗装）等を採用し，沿道の住環境に配慮した整備を行う。

現在，整備を進めている山手幹線においては，沿道住民との協議により，二層式等低騒音舗装や遮音壁の設置，窒素酸化物を軽減する光触媒の歩道舗装の採用などの環境対策を行っているが，開通後は沿道環境の実態把握に努めるとともに，適宜，環境対策を検討していく。

排水性舗装（低騒音舗装）の音を吸収する仕組み



(3) 大気汚染対策

固定発生源対策

事業場等から排出される大気汚染物質は『大気汚染防止法』により、ばい煙（硫黄酸化物，窒素酸化物，ばいじん等），粉じん（アスベスト等），特定物質（アンモニア等），有害大気汚染物質（ベンゼン等）等が規制の対象となっている。

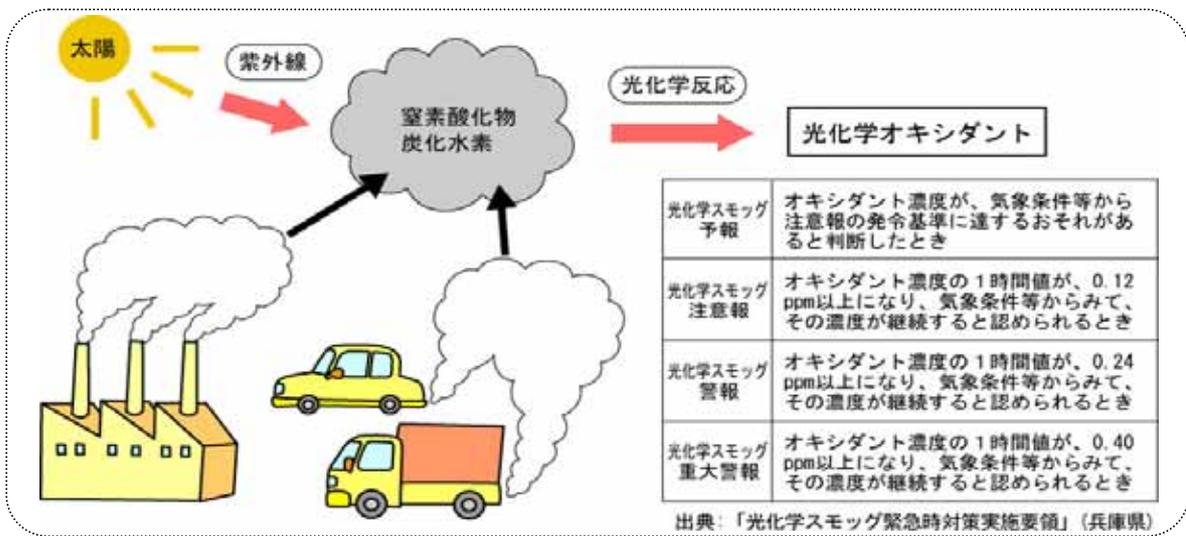
これらのばい煙や粉じんが発生する一定規模以上の事業場等については，事前に届け出ることが定められており，市内に34事業場（平成15年度末）ある。

これらの事業場に対し，『大気汚染防止法』に基づく県の立入検査や，規制基準の遵守状況等の監視に協力する。

緊急時の対策

大気中の光化学オキシダント¹⁾濃度の上昇により，県が光化学スモッグ²⁾予報や注意報等を発令した場合には，関係機関と連携して，市民への注意を呼びかけ，被害の未然防止に努める。万一，被害が発生した場合には，消防本部や医師会などに協力を依頼して，救急措置を講ずるとともに，県と合同で被害状況の把握を行う。

光化学オキシダント濃度上昇の仕組み



悪臭対策

『悪臭防止法』では，事業場等における事業活動に伴って発生する不快な臭いの原因となる22物質を特定悪臭物質として規制している。

本市では，悪臭の状況を確認し，発生源が特定できる場合は，作業方法の改善など悪臭の防止に取り組むよう指導を行う。

1) 大気中の窒素酸化物や炭化水素等の物質が太陽光線のもとで光化学反応を起こし，生成されるもの

2) 夏季などの気温が高く日差し強い風の弱い日に発生しやすく，人体に対しては，目や気管支などの粘膜に刺激を与えられている。

(4) 水質汚濁対策

生活排水による汚濁負荷の軽減

本市の公共下水道は、人口普及率で99.9%（平成16年度末現在）となっており、完備されていると言ってよい状況である。

しかし、工事による汚濁水や大雨時における生活雑排水の一部が、河川へ流れ込むことがあり、これらによる汚濁を防止するため、国・県等の関係機関と連携した対応を図る。

また、下水処理場への負荷の低減を図るため、廃食用油を流さない、合成洗剤の使用を控える、石けんは適量を使用するなど、生活排水対策についての情報を市広報紙やホームページ等で発信し、水にやさしいライフスタイルの推進を図る。

生活排水対策・10の工夫

●水にやさしいクッキングの工夫

- その1) 調理の手順を工夫して、ムダなく水を使いましょう。
- その2) 調理くずや食べ残しが流れてしまわないように水切り袋などを使いましょう。
- その3) 食器や鍋の油汚れは紙などで拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗いましょう。
- その4) 米のとぎ汁は、1回めの濃いものだけでも、庭の木や畑にまいて利用しましょう。
- その5) 油は流さず使いきる工夫をしましょう。やむを得ず捨てる場合には、古新聞やボロ布などにしみこませて、生ごみと一緒に捨てましょう。

●水にやさしい暮らしの工夫

- その6) トイレは、使用後にちょこちょこ掃除しましょう。
- その7) 入浴の際は、石けん、シャンプー、リンスを使いすぎないようにしましょう。
- その8) お風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用しましょう。
- その9) 洗濯の洗剤、石けんは適量を使いましょう。（多く使っても洗浄力が高まるわけではありません。）
- その10) 歯みがきの水はコップで、洗顔には洗面器を使いましょう。

出典：「生活排水読本」環境省ホームページ

大阪湾の水質保全

大阪湾の水質保全を図るために、下水を高度処理することにより富栄養化を低減するとともに、「大阪湾環境保全協議会」の構成団体として、大阪湾内のごみの回収や海浜清掃を行う「大阪湾クリーン作戦」等に参画し、市民に対して大阪湾の水質保全の啓発に努める。

(5) 騒音・振動対策

建設作業騒音・振動対策

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する特定建設作業については、『騒音規制法』、『振動規制法』、県の『環境の保全と創造に関する条例』により、規制基準や作業禁止時間等が定められており、事前の工事の届出が義務付けられている。これらの届出のあった施工者に対し、騒音・振動の防止対策や周辺住民への事前の周知等を指導し、騒音・振動の軽減を図り、被害の未然防止に努めるとともに、苦情が発生した場合には迅速に対応する。

生活騒音対策

日常生活活動の中で発生する騒音については、「生活環境騒音に関する指導要綱」に基づき、騒音を発生する者に対して指導する。

カラオケ装置等による営業騒音や拡声機を用いた商業宣伝の騒音についても、県の『環境の保全と創造に関する条例』に基づき、騒音を発生する者に対して、時間規制や音量制限に関する規制基準を遵守するよう指導する。

「生活環境騒音に関する指導要綱」の概要

●生活騒音とは（第2条）

- (1) 設備音：クーラー、換気扇等空気調節の用に供する設備から発生する音
- (2) 音響機器音：楽器、テレビジョン、ラジオ、蓄音機等から発生する音
- (3) 動作音・作業音：人の動作、作業に伴い発生する音
- (4) 人声音：歌声、怒号、会話等、人が集会等に参加した場合に発生する音

●生活騒音の許容限度（第3条）

地域の区分	時間の区分			
	朝 6～8時	昼間 8～18時	夕 18～22時	夜間 22～6時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	45	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域				
近隣商業地域 商業地域	55	60	55	50

備考1) この区域の区分は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定によるものとし、この地域を表示する図面は芦屋市に備え、一般の縦覧に供する。

2) 共同住宅等において、隣接する住居等から直接界壁を透過してくる騒音の許容限度は、この表から5デシベルを減じた値とする。

3) 表内の数値は騒音レベル(単位はデシベル)の値を示す。

4) 許容限度の大きさに関する測定の方法や測定場所は、本指導要綱に規定されている。